

# 出水市男女共同参画推進条例

## 目次

第1章 総則（第1条—第7条）

第2章 男女共同参画社会の形成を阻害する行為の禁止（第8条・第9条）

第3章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第10条—第16条）

第4章 出水市男女共同参画審議会（第17条—第21条）

第5章 雑則（第22条）

## 附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約の批准など国際社会における取組と連動しつつ、男女平等の実現に向けた様々な取組が進められてきた。

出水市においても、出水市男女共同参画計画を策定し、男女共同参画に関する様々な施策の推進に努めてきた。しかしながら、今なお、社会には、性別による固定的役割分担意識やこれに基づく社会的慣行は依然として存在し、配偶者等に対する暴力など人権を侵害する問題もいまだ残っており、真の男女平等の達成のためには、解決しなければならない課題が残されている。

「人と自然が融和したにぎわいある元気都市 出水市」を実現するためには、男女がお互いにその人権を尊重し合い、互いの違いを認め合い、誰もが個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会を実現することが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、男女共同参画社会の形成に関する取組を市、市民及び事業者等が一体となって総合的かつ計画的に推進するため、この条例を制定する。

## 第1章 総則

### （目的）

第1条 この条例は、男女共同参画社会の形成に関する基本理念を定め、市、市民及び事業者等の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策について基本的事項を定めることにより、男女共同参画社会の

形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野（以下「社会のあらゆる分野」という。）における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
- (2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するために必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し当該機会を積極的に提供することをいう。
- (3) 市民 市内に居住し、又は通勤し、若しくは通学する者をいう。
- (4) 事業者等 市内に事務所又は事業所を有し、事業を営む個人又は法人その他の団体をいう。
- (5) セクシュアル・ハラスメント 性的な言動により当該言動を受けた者の生活環境を害する行為又は性的な言動を受けた者の対応によりその者に不利益を与える行為をいう。
- (6) ドメスティック・バイオレンス 配偶者や恋人など親密な関係にあり、又はあった者から振るわれる暴力のことをいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画社会の形成に当たっては、次に掲げる基本理念にのっとり行われなければならない。

- (1) 男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることがその他の男女の人権が尊重されること。
- (2) 社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼすことのないように配慮されること。

- (3) 男女が、社会の対等な構成員として、社会のあらゆる分野で方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること。
- (4) 家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすること。
- (5) 男女がそれぞれの身体の特徴について互いに理解を深め、妊娠、出産その他の性及び生殖に関する事項について自らの意思が尊重されるとともに、生涯にわたり健康な生活を営むことができるようにすること。
- (6) 男女共同参画社会の形成の促進が、国際社会における取組と密接な関係を有していることを考慮し、国際的協調の下に行われるようにすること。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

- 2 市は、前項の施策の実施に当たっては、市民及び事業者等と協働するよう努めるとともに、国、県及び他の地方公共団体と連携を図るものとする。
- 3 市は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施に当たっては、必要な体制を整備するとともに、財政上の措置を講ずるよう努めなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するよう努めなければならない。

- 2 市民は、市が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者等の責務)

第6条 事業者等は、事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するよう努めるとともに、職業における活動と家庭、地域等における活動との両立を支援するため、職場環境の整備に努めなければ

ならない。

2 事業者等は、市が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(教育に携わる者の責務)

第7条 学校教育その他の社会のあらゆる教育及び学習に携わる者は、男女共同参画社会の形成に果たす役割の重要性を認識し、基本理念に配慮した教育を行うよう努めなければならない。

第2章 男女共同参画社会の形成を阻害する行為の禁止

(性別による権利侵害の禁止)

第8条 何人も、社会のあらゆる分野において、セクシュアル・ハラスメント、ドメスティック・バイオレンスその他の性別に起因する差別的取扱いや人権侵害に当たる行為を行ってはならない。

(公衆に表示する情報の表現への配慮)

第9条 何人も、公衆に表示する情報において、性別による固定的な役割分担等男女共同参画社会の形成を阻害する表現及び過度の性的な表現を行わないよう努めなければならない。

第3章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(基本計画)

第10条 市長は、男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）第14条第3項の規定に基づき、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「基本計画」という。）を策定するものとする。

2 市長は、基本計画を策定するに当たっては、第17条第1項の規定により設置する出水市男女共同参画審議会の意見を聴かななければならない。

3 前項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第11条 市は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(市民等の理解を深めるための措置)

第12条 市は、第3条に規定する基本理念に関する市民又は事業者等の理解を深めるため、必要な広報活動を行うとともに、男女共同参画社会の形成に関する教育及び学習機会の充実に努めるものとする。

(防災の分野における男女共同参画の推進)

第13条 市は、災害復興を含む防災の分野において、男女共同参画の視点を取り入れた災害対策及び被災者支援を推進するため、必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(調査及び研究)

第14条 市は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に関し、必要な調査及び研究を行うよう努めるものとする。

(年次報告)

第15条 市長は、毎年、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を検証し、その結果を公表するものとする。

(市民等の申出への対応)

第16条 市は、市が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策について、市民又は事業者等からの申出があったときは、適切に処理するよう努めるものとする。

2 市は、性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因に関する人権侵害について、市民又は事業者等からの申出があったときは、関係機関と連携し、適切に対応するよう努めるものとする。

#### 第4章 出水市男女共同参画審議会

(設置及び所掌事務)

第17条 男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進に資するため、出水市男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

(1) 第10条第2項（同条第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、基本計画に関し、意見を述べること。

(2) 市長の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的かつ総

合的な施策又は重要事項を調査審議すること。

(3) その他市長が必要と認める事項

3 審議会は、前項各号に定めるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関し必要と認める事項について、市長に意見を述べることができる。

(組織及び運営)

第18条 審議会は、委員15人以内で組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 公募による者

(2) 関係団体の推薦による者

(3) 学識経験者

(4) その他市長が必要と認める者

2 男女いずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の4未満であってはならない。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第19条 審議会に会長及び副会長各1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によりこれを定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第20条 審議会は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 会議は、毎年1回以上開催する。

3 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

4 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

5 審議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し出席を求めてそ

の意見若しくは説明を聴き、又は関係書類の提出を求めることができる。

(庶務)

第 2 1 条 審議会の庶務は、政策経営部において処理する。

#### 第 5 章 雑則

(委任)

第 2 2 条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

#### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 2 9 年 4 月 1 日から施行する。

(審議会の招集の特例)

2 第 2 0 条第 1 項の規定にかかわらず、委員の互選により会長が定められていない場合にあっては、市長が審議会を招集する。

(経過措置)

3 この条例の施行の際現に男女共同参画社会基本法第 1 4 条第 3 項の規定により定められている本市の男女共同参画計画は、第 1 0 条第 1 項の規定により定められた基本計画とみなす。

(出水市報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正)

4 出水市報酬及び費用弁償等に関する条例（平成 1 8 年出水市条例第 3 7 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 総合計画審議会委員の項の次に次のように加える。

男女共同参画審議会委員（弁護士、教授等）	日額	1 5,0 0 0 円	〃
男女共同参画審議会委員（その他委員）	日額	4,7 5 0 円	〃